

公立大学法人宮崎公立大学非常勤教員就業規則

平成19年4月1日
規程第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）における非常勤教員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 非常勤教員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 第1種非常勤講師 一定の雇用期間のうち、主に担当する授業科目の開講時間のみ勤務する者
- (2) 第2種非常勤講師 一定の雇用期間において、主に担当する授業科目の開講時間及び法人の必要な業務時間に勤務する者

2 第2種非常勤講師の勤務時間等就業に関し必要な事項については、別に定める。

(採用)

第3条 非常勤講師（第2種非常勤講師を除く。以下同じ。）の採用は、選考による。

(雇用期間)

第4条 非常勤講師の雇用期間は、原則として1年以内とし、必要に応じ更新することができる。

(雇用条件の明示)

第5条 非常勤講師の雇用に当たっては、雇用期間、従事させる勤務の内容、給与の額、勤務時間等雇用条件を明示するものとする。

(解雇)

第6条 理事長は、非常勤講師が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを解雇することができる。

- (1) 勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 事業の縮小、組織の改廃、その他業務上の都合により剩員が生じ、かつ他に適當な配置先がない場合

(勤務時間)

第7条 非常勤講師の勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 非常勤講師 担当する授業科目の開講時間
- 2 前項の規定にかかわらず、業務の都合上必要がある場合には、前項により定める所定労働時間の範囲内において、始業、終業及び休憩時間の時刻等を変更することができる。

第8条 (削除)

第9条 (削除)

(報酬)

第10条 非常勤講師の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 非常勤講師 担当する授業1時限（90分）を基準とし、その給与は、次の表のとおりとする。

区分	支給額
現に教授の職にある者又は教授相当と認められる者	12,000円
現に准教授の職にある者又は准教授相当と認められる者	11,400円
その他の者	10,800円

2 非常勤講師の報酬は、当該月の勤務実績に応じて翌月の21日に支給るものとし、その他の支給については、常勤教員の例による。

(旅費)

第11条 非常勤講師が、その職務を行うために法人に出校したとき、又は旅行したとき

は、その職務を行うために要する費用として旅費を支給する。

- 2 旅費の額は、公立大学法人宮崎公立大学旅費規程別表第1及び別表第2を準用する。この場合において、「一般職の職員」とあるのは「非常勤講師」と、「教授又は准教授」とあるのは「現に教授の職にある者若しくは教授相当と認められる者又は准教授の職にある者若しくは准教授相当と認められる者」と、「講師、助教又は助手」とあるのは「現に講師、助教若しくは助手の職にある者又は講師、助教若しくは助手相当と認められる者」とそれぞれ読み替えるものとする。

(服務)

- 第12条 非常勤講師は、法人の職員としての自覚をもって職務を誠実かつ公平に遂行しなければならない。
- 2 非常勤講師は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの規程の定めに従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなくてはならない。
- 3 非常勤講師は、法人の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 非常勤講師は、職務上知り得た情報の管理に細心の注意を払い、秘密として保護し、法人の許可なく、発表、公開、漏洩をしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 非常勤講師の服務については、公立大学法人宮崎公立大学職員服務規程を準用する。

(年次有給休暇等)

- 第13条 非常勤講師のうち必要のある者は、育児・介護休業法に基づく育児休業、介護休業、育児・介護のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等（以下「育児・介護休業等」という。）の適用を受けることができる。

- 2 育児休業、介護休業等の取扱いについては、「育児休業・介護休業等に関する規程」で定める。

第14条 (削除)

(無期労働契約への転換)

- 第15条 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）を締結する非常勤講師のうち、通算契約期間が5年を超える非常勤講師は、別に定める様式で申込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）に転換することができる。

- 2 前項の通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約の契約期間を通算するものとし、現在締結している有期労働契約については、その末日までの期間とする。ただし、労働契約が締結されていない期間が連続して6ヶ月（当該期間の直前に満了した有期労働契約の契約期間が1年に満たない場合にあっては、当該有期労働契約の契約期間に2分の1を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定める期間）以上ある非常勤講師については、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めない。

- 3 この規則は、第1項の規定により無期労働契約に転換した後も引き続き適用する。ただし、無期労働契約に転換した非常勤講師に係る定年年齢は、満65歳（定年年齢を超えた後、無期労働契約に転換した場合は、無期労働契約に転換した年齢とする。）とし、定年年齢に達した日以後における最初の3月31日をもって退職とする。

- 4 第1項の規定により無期労働契約に転換した非常勤講師の労働条件は、原則として、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一のものとする。ただし、当該非常勤講師が担当する科目及びその数、日時等は、カリキュラム編成等に基づき変更がある。

- 5 理事長は、第6条に定めるもののほか、無期労働契約に転換した非常勤講師が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを解雇することができる。

(1) 担当することができる科目が開講されないとき。

(2) 担当することができる業務（科目を含む。）に人員の余剰が見込まれるとき。

(その他)

- 第16条 この規則に定めるもののほか、非常勤講師の任用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年5月8日から施行し、改正後の公立大学法人宮崎公立大学非常勤教員就業規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。